

令和6年度新潟市水道局入札等評価委員会 後期定例会議

【日 時】 令和7年2月25日（火）午後3時00分から午後5時15分まで

【会 場】 新潟市水道局 水道研修センター2階 研修室

【出席者】 委員長 富山 栄子（大学院大学教授）

委 員 今井あかね（大学教授）

委 員 梅澤 克博（公認会計士）

委 員 松岡 立行（弁護士）

委 員 渡辺 明弘（公募委員）

（※委員長を除き五十音順）

（司 会）

ただいまより、令和6年度新潟市水道局入札等評価委員会後期定例会議を開催いたします。本日はお忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めます経理課の八木と申します。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、資料のご確認をお願いいたします。本日配付いたしました資料は、1枚目が次第、2枚目が委員名簿、3枚目が座席表になります。4枚目に、委員の皆様には、A3横の抽出事案に対する説明一覧表をお配りしています。それと、事前にお配りいたしました報告資料と別冊資料になります。お手元にごございますでしょうか。

事務局からの連絡事項になります。当委員会は、要綱により議事概要を公表することになっています。会議録を作成する関係から、録音させていただいております。なお、会議録につきましては、後日、ホームページに掲載いたしますので、ご了承ください。

また、本委員会は公開会議としております。本日は、4名の傍聴者の方がお越しです。なお、写真撮影も認めておりますので、併せてご了承ください。

それでは、委員の方をご紹介します。

議事の進行をお願いいたします、富山委員長でございます。よろしくお願いいたします。

次に、今井委員でございます。よろしくお願いいたします。

次に、梅澤委員でございます。よろしくお願いいたします。

次に、松岡委員でございます。よろしくお願いいたします。

次に、渡辺委員でございます。よろしくお願いいたします。

次に、水道局側の出席者を紹介いたします。お配りしました資料の座席表をご覧ください。それぞれの職員の紹介は省略させていただきますが、総務部長以下、7名にてご説明申し上げ

げます。どうぞよろしく願いいたします。

はじめに、開会にあたりまして、総務部長の小柴よりごあいさつを申し上げます。

(総務部長)

委員の皆様、本日は大変お忙しい中、またお寒い中、委員会に出席くださりまして誠にありがとうございます。この冬は10年に一度ですとか、観測史上初めてといったような言葉が聞こえてきたり、大変厳しい冬でございました。実は、水道事業にとりまして、冬というのは非常に厳しい季節でございまして、と言いますのは、あまりにも寒くなりますと、ご家庭の水道管などが凍結・破裂しまして、水が一気に出てしまいます。そうしますと、水量が不足する、という事態が生じます。新潟市ではだいたい一日弱くらいストックできるようにはなっているのですが、そのストック分も半月くらいで危機的な状況になるくらい凍結による破裂というものは、大規模になりますと、水道事業を脅かすということでございます。ただ、今年の冬は、今日明日と暖かくなるという予報でございまして、まあなんとか、大きな災害級の影響はなかったかなと思って、今のところは安心しているところでございます。

水道事業は冬の寒波だけではなくて、夏の猛暑による渇水ですとか、あるいは地震ですとか、昨今ありますように、昨日、所沢で大きな漏水がありましたが、配水管からの大規模な漏水ですとか、常に危機と隣り合わせの事業でございます。そういった意味で、私ども施設整備の方はかなり災害対策を意識しながら古くなったものを取り替えたりしまして、危機管理能力の向上といったものを図らせていただいているところでございます。

今日は、令和5年度下半期と令和6年度上半期の工事入札について、委員の皆様からご審議をお願いすることとなります。どうぞ忌憚のないご意見、ご指摘など頂戴できればありがたいと存じます。

(司 会)

それでは、これより議事に入りますが、これより先は委員長に進行をお願いしたいと思います。富山委員長、よろしく願いいたします。

(富山委員長)

委員の皆様、本日はご出席いただきありがとうございます。

本日の日程は次第のとおりになっておりますが、概ね5時頃の終了を予定しております。委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、はじめに、発注工事総括表及び落札率の推移について、事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

経理課長補佐の白川と申します。着座にて失礼いたします。それでは、資料1ページの発

注工事総括表をご覧ください。

本日の委員会において審査の対象となる案件は、新潟市水道局が令和5年度下半期から令和6年度上半期までの12か月間に契約した、設計金額が税込み250万円を超える工事となっております。

表が三つありますが、1番上の表は、1年間分の合計の件数、契約金額、平均落札率を入札方法別に記載しており、2番目の表は、その内訳で、5年度下半期の数値となり、1番下の表が、今年度上半期の数値になります。

今回の対象期間に契約した件数は、一番上の総件数182件で、当初契約金額は、78億1,606万円余りであり、平均落札率は92.26パーセントとなっております。

前回の契約数は、211件、契約金額は86億7,200万円余りであり、落札率は91.85パーセントでした。

前回と比較して、約8億5,500万円余り減少しておりますが、その理由は、前回の集計期間である、令和4年度下半期から5年度の上半期までの間に、巻取水場施設整備事業と青山浄水場施設整備事業の工事発注がほぼ終了し、今回の期間では1件も発注がなかったことによります。

契約方式別の内訳は、記載の通り、制限付き一般競争入札、指名競争入札、一者随意契約別に、それぞれ件数、金額、落札率を記載しておりますので、後ほどご確認ください。

次に3ページ目をご覧ください。こちらは、発注件数と落札率の推移になります。

年度の上半期、下半期別に、契約件数を棒グラフで表し、落札率を折れ線グラフで、それぞれ、上半期をオレンジで表し、下半期をブルーで表しています。令和5年度下半期の落札率が、92.65パーセントとやや高くなっております。件数は13件減少しているにもかかわらず、前年度の令和4年度91.74パーセントから0.91ポイント増加していますが、これは、主に浄水場関連での鋼構造物や機械器具設置・電気工事における落札率が、高かったことによります。浄配水場関連の工事の場合、公共単価ではない見積単価を設計に採用しており、設備特有の材料費や機器費が工事費全体に占める割合が高くなる傾向にあります。発注時の設計書の中で、機器費等は見積額を明示し、公表していることから、予定価格に近い工事費になり、落札率も高くなります。件数では令和4年度下半期15件だったものが、令和5年度下半期では22件となり、これが落札率を押し上げています。

今年度の上半期は件数的には96件と、昨年比べ16件減少しました。主な理由として、マスタープランにおける取り組みとなっている、信濃川浄水場系～青山浄水場系連絡管整備では件数が5件減少し、また、重要施設向け配水管の耐震化では、4件減少していることが影響しています。

落札率については、ほぼ横ばいとなっています。

ページの中ほど以降は、水道局における主な入札改革を時系列に記載しております。

平成15年の官製談合事件による入札・制度改革の実施から、現在までの制度については、新潟市と同様に実施してきたことから、項目の説明は省略いたします。

なお、一番下の行、令和7年1月には水道局にて電子契約を導入いたしました。既に市でも令和6年10月から導入していますが、電子契約とは、クラウド上にアップした契約書データを甲乙相互に承認する仕組みになります。受注者の意向により今までの紙に加え、電子契約を選択することが可能となりました。電子契約のメリットとして、受注者が、契約書受領のための来庁が不要となることや、収入印紙が不要となること等が挙げられます。県でも65パーセント程度普及しているとのことですので、今後取扱件数は増えると思込んでいます。

以上簡単ですが、発注工事の総括及び落札率の推移について説明を終わらせていただきます。

(富山委員長)

ありがとうございました。

ただいまのご報告について、質疑等はございますでしょうか。

特にないようであれば、続きまして、苦情処理・指名停止・談合情報につきまして、報告をお願いいたします。

(事務局)

それでは最初に、苦情処理についてご説明します。苦情処理については、該当がありませんでしたので、報告を省略させていただきます。

続きまして、指名停止措置の事案について、報告いたします。最初に令和5年度下半期分から説明いたしますので、インデックス3の、7ページをお開きください。指名停止については、市と同様の基準となることから、市の指名停止と同様に局でも指名停止を行っております。

それでは、1番、株式会社小野組になります。当該者は、新潟県新発田地域振興局が発注した平木田柳原地区取水工、第1次工事の、競争入札に関し、県職員から予定価格の提供を受け、他の参加業者と談合したとして、令和5年10月11日、当該業者役員が公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されました。この事実は、新潟市水道局競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領「別表第2第5号（競売入札妨害又は談合）」に該当するため、令和5年10月24日から令和6年4月23日までの6か月の指名停止を措置しました。

次に、2番、株式会社岩村組になります。こちらも1番と同じ理由により、6か月の指名

停止を措置しました。補足説明になりますが、当該業者は、本件と同様に新発田地域振興局が発注した、別工事の予定価格の提供を受けたことで、役員らが逮捕されており、令和5年9月26日から令和6年3月25日まで6か月の指名停止期間中でしたが、新たに指名停止措置を行ったものです。

続きまして、3番、株式会社久米設計及びランドブレイン株式会社になります。当該業者は、宮崎県串間市発注の消防庁舎新築工事設計業務の競争入札において、副市長らと共謀し指名業者選定案を作成するなどしたとして、令和5年11月16日、当該業者の使用人が公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されました。この事実は、同措置要領「別表第2第5号（競売入札妨害又は談合）」に該当するため、令和5年12月23日から令和6年6月22日までの6か月の指名停止を措置しました。なお、ランドブレイン株式会社は不起訴処分となったため、令和6年1月11日に指名停止措置を解除しております。

次の8ページをご覧ください。4番、株式会社斎藤電設になります。新潟市で発生した事案になります。当該業者は、市立保育園構内情報通信網設備整備工事の施工にあたり、アスベスト対策が必要であるにもかかわらず、十分な対策を取りませんでした。このことにより、アスベスト飛散の恐れから市立保育園5園が一時的に利用できなくなり、保育場所を変更しなければならない事態が生じました。さらに、状況調査の段階においても、作業報告書に実際とは異なる内容が記載されているにも関わらず、「虚偽・偽りはない」と回答し、「（実際には行っていない）簡易な養生と湿潤化作業を行った」といった誓約書を提出するなど、不誠実な対応が続けられました。この事実は、同措置要領「別表第1第1号（虚偽記載）、第2号（過失による粗雑履行）、第5号（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）、別表第2第7号（不正又は不誠実な行為）」に該当するため、令和6年2月22日から5月21日までの3か月の指名停止を措置しました。

以上4件になります。

次の9ページを御覧ください。ここからは令和6年度上半期分の措置になります。

1番、大成建設株式会社になります。当該業者は、大成建設株式会社を代表とする共同企業体で施工中の、中央新幹線 南アルプストンネル新設（山梨工区）（東海旅客鉄道株式会社発注）にて発生した労働災害について、その事実を下請会社が労働基準監督署に報告せず、同社の社員もこれに関与していました。これにより、同人は労働安全衛生法違反の罪で令和6年3月19日に略式起訴され、同月26日に罰金刑の略式命令を受けました。この事実は、同措置要領「別表第2第7号（不正又は不誠実な行為）」に該当するため、令和6年5月24日から6月23日までの1か月の指名停止を措置しました。

2番、葉隠勇進株式会社になります。当該業者は、名古屋市発注の中学校スクールランチ

調理等業務の入札において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月22日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。この事実は、同措置要領「別表第2第3号（独占禁止法違反行為）」に該当するため、令和6年6月27日から12月26日までの6か月の指名停止を措置しました。

3番、東武トップツアーズ株式会社及び株式会社JTBになります。当該者は、青森市発注の新型コロナウイルス感染症 患者移送業務の入札において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けました。この事実は、同措置要領「別表第2第3号（独占禁止法違反行為）」に該当するため、令和6年6月27日から12月26日までの6か月の指名停止を措置しました。

次に10ページを御覧ください。4番、近畿日本ツーリスト株式会社になります。こちらにも3番と同じ理由により、6か月の指名停止を措置しました。当該業者は、前回の指名停止期間満了から1年が経過しておらず、同措置要領第4条第2項第1号に該当し、指名停止期間が2倍の12か月となるところ、課徴金減免制度が適用されましたので、同措置要領運用基準第13の4に該当し、指名停止期間は2分の1の6か月となっております。

以上、4件となります。

次の11、12ページは、ただいま報告いたしました事案の、指名停止の根拠となっております、指名停止等措置要領及び同要領運用基準を抜粋したものをお付けいたしましたので、後ほど、御覧ください。

続きまして、隣の談合情報についてです。苦情処理同様、ありませんでしたので省略いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

（富山委員長）

ありがとうございました。

ただいまの報告について、質問等はございませんでしょうか。

（松岡委員）

松岡からお聞きいたします。

11ページに指名停止の措置要領が抜粋されていまして、別表第2の5というところを見ますと、競売入札妨害又は談合ということで、これは、新潟市水道局競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領だと思のですが、この他の項目については、行為が認定された時が指名停止の原因になっているのですが、この5番だけ、逮捕され、又は逮捕を経ないで公

訴を提起されたとき、となっていて、まだ有罪が確定されていない、まだ無罪の推定が働いていると思われる段階の、逮捕時で指名停止の用件になっているという、この項目だけなぜこうなっているのかという理由を教えてくださいとありがたいというのがひとつ。

それから、7ページを拝見しますと、指名停止の理由で、入札妨害、それぞれ三つあるのですけれども、指名停止期間の始期と逮捕日が、けっこうずれていて、それもずれ方が、例えば、小野組の場合、11日逮捕で、24日が指名停止の始期になっているのですけれども、13日ずれていて、2番目の岩村組は19日ずれていて、3番目は1か月以上ずれているのですが、要領を見ると、認定をした日からとなっているので、多分認定した日が指名停止の期間なのだと思うのですが、逮捕日と認定の日のずれの日数が生じる理由を、例えば、県外からだと通知が遅いとか、そういう理由があれば教えてください。2点お願いいたします。

(事務局)

契約係、八木からご説明させていただきます。

最初の方のご質問、新潟市水道局の指名停止等措置要領なのですけれども、こちらは中央公共工事契約制度運用連絡協議会が作成しているモデルに準拠しておりまして、モデルがそのようになっていると思われま。正確なところは、作成された当時、私も居らなかったもので、必ずそのとおりということではないのですが、引き継ぎをそのように受けております。

2番目の質問、逮捕した時期と認定した時期がずれていることについては、市役所の方で情報収集をしております、国や県のホームページを見たりして情報収集をしているのだと思うのですが、その情報収集の時期のずれによって、生じているものと思っております。

ただ、1番と2番の案件について、原因が同じなのですけれども、指名停止の期間がずれていることについては、市役所の方で、誤認があったということで、岩村組の方は、この停止の前に、1回、指名停止の措置をしております、その事件と誤認しておったということで、本来であれば、1番の株式会社小野組と一緒に指名停止処分としなければならなかったところではあります、誤認があって岩村組だけ、指名停止がずれてしまったという経緯があったようです。以上となります。

(松岡委員)

ありがとうございました。1点目の件なのですけれども、今、ネットで見ると、他県もそのようになっているようですから、他県もひな型がそうなっているようなのですけれども、今日でなくても結構なので、それについて非常に興味深いものですから、どうしてこれだけ、逮捕となっているのか、もし分かれば後日、教えてくださいとありがたいです。

(事務局)

承知しました。

(富山委員長)

ほかにはいかがでしょうか。ないようでしたら、続きまして、抽出した工事事案についての審議に入りたいと思います。はじめに、本日、審議を行う事案について、抽出を担当いたしました今井委員から、抽出理由等の説明をお願いいたします。

(今井委員)

それでは、私の方から、抽出理由についてご説明申し上げます。

インデックス5が貼られている資料15ページ、抽出事案一覧表をお開きください。①から順に説明いたしますので表の右側、抽出理由をご覧ください。

まず、制限付一般競争入札4件です。

①下半期ナンバー2の工事について、申請者3社のうち、2社が辞退・棄権し、落札率が99.27パーセントと高いため、経緯を知りたい、として抽出いたしました。

②下半期ナンバー4、申請者4社のうち辞退・棄権が2社、無効が1社で、落札率が99.55パーセントと高いため、経緯を知りたい、として抽出いたしました。

③下半期ナンバー34、申請者10社のうち辞退・棄権が3社、無効が6社で、契約金額が2億7,852万円と高額であるため経緯を知りたい、として抽出いたしました。

④下半期ナンバー41、申請者3社のうち、2社が辞退・棄権し、落札率が97.46パーセントと高いため、経緯を知りたい、として抽出いたしました。

続いて、指名競争入札案件です。

⑤下半期ナンバー2、指名業者数7社のうち、辞退・棄権が3社であり、落札率が100パーセントと高いため経緯を知りたい、として抽出いたしました。

⑥下半期ナンバー10、指名業者12社のうち、辞退・棄権が9社、無効が2社であり、落札率が97.61パーセントと高いため、経緯を知りたい、として抽出いたしました。

⑦上半期ナンバー5、指名業者数10社のうち、辞退・棄権が5社であり、落札率が98.94パーセントと高いため、経緯を知りたい、として抽出いたしました。

⑧上半期ナンバー30、指名業者10社のうち辞退・棄権が6社、無効が1社であり、落札率が98.77パーセントと高いため、経緯を知りたい、として抽出いたしました。

最後に随意契約です。

⑨下半期ナンバー12、契約金額が1億4,245万円と高額なため、抽出いたしました。

最後、⑩上半期ナンバー12、落札率が98.48パーセントと高く、令和6年度上半期随意契約16件のうち、本請負業者が7件を受注しているため、経緯を知りたい、



として抽出いたしました。

以上となります。

(富山委員長)

ありがとうございました。それでは、ただいま抽出いただいた事案について、発注方式別に事務局から説明を受けたいと思います。

はじめに、制限付一般競争入札の事案について、説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、今井委員より抽出していただいた、制限付一般競争入札の案件について説明させていただきます。15ページの一覧表をご覧ください。1番上の表の4件の内、①、②が総合評価の案件、③、④が価格競争の案件になります。一般競争入札については、予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低価格入札者を落札者とする価格競争方式と、価格と企業の技術力を総合的に判断して評価した得点の高い者を、落札者として決定する総合評価方式の、二つの方式を採用しております。主に、価格競争の入札では、入札公告の項目の中の一つ、実績要件に、緊急時対応や災害協力実績等の水道工事業者を対象とする入札参加条件を設け、新潟市内の地元企業の健全な保護・育成を図る目的からも制限付き一般競争入札を実施しております。

それでは、事案の説明に入って行きたいと思います。お手元に、A3の抽出条件に対する理由一覧表をお配りしましたので、適宜ご覧になりながら、お聞きいただければと思います。

それでは、1番の案件から説明いたします。17ページをお開き下さい。6の①のインデックスのところです。管路第1課発注の工事番号、債管1老幹5第4号、配水幹線布設工事になります。発注方式は総合評価（簡易ii型）になります。施工場所は、西区平島1丁目他地内になります。表の下から四つ目の項目、契約までの経過については令和5年10月16日に開札し、総合評価方式による評価を行い、10月18日に落札候補者を決定し、資格審査を行った上で、11月2日に契約を締結しました。その下、予定価格4億3,822万円に対し、落札金額は4億3,500万円であり、落札率は99.27パーセントとなりました。

次の18ページには、工事概要を記載しましたのでご覧ください。配水幹線は、各給水ブロックへの水輸送を担う重要な管路になります。本工事は、基幹管路整備更新計画に基づき、西区平島地区において老朽化した布設後46年経過した配水幹線を、耐震性能の高い、口径700ミリと500ミリの大口径管に、約154メートル布設する工事になります。

この工事の特徴としましては、工事場所は住宅地であり、周辺には店舗が多く、総合病院や医院なども立地しており、またバス路線であることや、工事は夜間施工の時間が長く、夜

間は視認性が低くなり、事故の危険性も高まることから、安全管理、周辺環境への配慮が必要となってくる工事です。また、救急車受け入れ病院があり、救急車両の通行を妨げない配慮も必要となります。

次の19ページは入札公告になります。入札公告の項目、下から四つ目の項目、格付又は評点、その下の営業拠点に記載の通り、令和5・6年度 新潟市水道局入札参加資格者名簿の土木一式の登録業者で、格付けはSランクに認定され、営業拠点は市内に本社・本店を有していることとしました。さらに、その下、実績要件としまして、「平成20年4月1日以降、口径200ミリ以上の公道上における上水道の導・送・配水管布設工事の元請け実績があること」としました。これらの入札参加資格要件は、局内で開催しております、請負工事等入札参加資格要件等審査会を経て、決定しております。

次のページの備考欄には、①積算疑義申立対象案件と②低入札価格調査対象案件とし公告いたしました。①の積算疑義申立案件とは、建設工事の入札において、工種が「土木一式、舗装、造園」の3工種の工事については、公開された設計書について、誤りがあると疑いが生じた場合に、入札参加者が質問できる手続きです。積算疑義の申し立てがあれば、水道局で再度設計書を確認し、その質問に対して、回答することになっており、問題がなければ、入札を続行します。設計図書に誤りがあれば、入札中止となります。

また、②の低入札価格調査については、落札者を決定するにあたり、契約内容に適した入札金額が、適正な履行がなされるか、又は公正な取引の秩序を乱していないかを調査することを目的として、最低制限価格を設定できない総合評価方式の案件を対象に導入しております。調査方法は、調査基準価格というものを設定し、それを下回った場合に直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費にそれぞれ基準率を掛けて、算出した価格を確認するものです。落札候補者から提出された工事費内訳書の内容をチェックし、不適合となった場合、その入札者は失格となります。

次の21ページの、入札・契約結果詳細をご覧ください。今井委員からは、「申請者3社のうち2社が辞退・棄権し、落札率が99.27パーセントと高いため経緯を知りたい」との理由で抽出していただきました。3社より入札参加申請がありましたが、入札は、1社となりました。

この案件は総合評価ですので、施工上の課題を求めました。23ページの評価調書をご覧ください。この評価調書の上の表の施工上の課題を求める欄があります。この工事については、工事概要でも説明した「交通対策や周辺環境への配慮について、どのように実施するのか、具体的な提案を求める」を課題といたしました。この場所は、先ほどの位置図でもわかるように、交差点で交通量もあり、警備員の配置は勿論のこと、バス路線等交通への影響や

夜間工事となる等、工事内容と工事場所を理由に入札参加が少なかったと思われます。99.27パーセントの高い落札率については、工事場所を考慮し、企業側の利益獲得を優先し、入札額の金額ならば、受注しても良いとの判断によるものと思われます。工事の品質確保を目的として、価格及び価格以外の技術的な要素を評価し決定する、総合評価本来の決定方法における競争性は、発揮されない入札となりました。

辞退理由は2社とも、「他に工事を受注したため、技術者の確保ができなくなった」との理由でした。

25ページには契約書の写しを添付しておりますので、後ほどご覧ください。

続きまして、2件目の案件に移ります。資料27ページの、抽出事案説明書②をご覧ください。1番と同じく、配水幹線の工事であり、管路第1課発注の債管1老幹5第7号、配水幹線布設工事になります。施工場所は南区保坂他地内になります。この工事も1番同様に、下から4行目、入札までの経緯は、令和5年10月30日に開札し、11月1日に落札候補者を決定後、資格審査を行った上で、11月14日に契約を締結しました。予定価格2億9,331万円に対し、落札金額は2億9,200万円であり、落札率は、99.55パーセントとなりました。

次の28ページをご覧ください。工事概要になります。本工事も基幹管路整備更新計画に基づき、国道8号線を横断する推進工と、老朽化した配水幹線を耐震性配水管に更新する工事になります。工事の特徴としては、現場付近は交通量が多く、商業施設や事業所が立地しています。写真でもわかるように推進工については、国道8号線を推進するため、掘削深が7mを超える立坑を必要とします。そのため、工事に伴う騒音及び振動の低減対策など周辺環境への配慮や安全で精度の高い施工管理が求められる工事です。

次の29ページが、入札公告になります。入札公告の項目、下から四つ目の項目、格付又は評点、その下の営業拠点に記載の通り、入札参加資格者名簿の土木一式の登録業者で、格付けはSランクに認定され、営業拠点は市内に本社・本店を有していること、さらに、その下、実績要件としまして、「平成20年4月1日以降、口径200ミリ以上の公道上における上水道の導・送・配水管布設工事の元請け実績があること」としました。

次に入札結果ですが、31ページの、入札・契約結果詳細をご覧ください。この案件については、「申請者4社のうち辞退・棄権が2社、無効が1社で、落札率が99.55パーセントと高いため経緯を知りたい」との理由で抽出していただきました。この工事も、総合評価方式を採用し、企業側の技術提案を求める工事になっています。申請者は、Sランクの事業者となり、技術力は高い企業を対象としています。入札申請者は4社いましたが、2社辞退で、2社とも理由は1番同様「他に工事を受注した為、技術者の確保ができなくなった」

との回答でした。

33ページの評価調書をご覧ください。①同様、評価調書の上の表の施工上の課題を求める欄があります。この工事については、「交通対策と工程管理や推進工における施工管理について、どのように実施するのか、具体的に提案を求める」を課題といたしました。一番下の表の結果では、無効業者は入札額しか記載されていませんが、一番上の表の右端、基準数値（税抜）から、本来であれば当該業者が価格点では1位だったことがわかります。しかし、当該業者は、同日開札した別案件について落札候補となり、その工事の契約を優先するために、当工事については辞退届が提出されたことから、無効扱いとしたものです。その結果、4番の業者が落札候補となり、契約いたしました。受注業者の入札額が予定価格に近かったことから、落札率も高くなったものです。

35ページには、契約書の写しを添付しました。後ほどご覧ください。

次に3件目の案件に移りますので、37ページをご覧ください。管路第1課発注の、債管1整幹5第3号、配水幹線布設工事になります。発注方式は、一般競争の価格競争になります。施工場所は、西区流通センター1丁目他地内になります。契約までの経過は、令和6年2月15日に開札、落札候補者を決定し、資格審査を行った上で、2月27日に契約を締結しました。予定価格2億7,608万円に対し、落札金額は2億5,320万円であり、落札率は91.71パーセントとなりました。

次の38ページには、工事概要を記載しております。本工事も基幹管路整備更新計画に基づき、信濃川系配水区と青山低区系配水区の連絡幹線を整備するもので、流通センター1丁目において、横江排水路を横断する推進工や、開削布設を行う工事になります。推進工口径700ミリを47.7メートルと、500ミリの幹線となる配水管を263.2メートル布設するものです。工事の特徴は、下の現場状況に記したように、排水路の下越しを行う工事で、推進工法については、発進・到達立坑は16メートルを超える深さとなることから、周辺施設への影響がないよう、安全かつ確実な精度の高い施工が求められるものです。また到達立坑は小新インター乗り口付近となることから、施工時の安全対策も課題であり、難易度の高い工事と言えます。

次の39ページが、入札公告になります。入札参加資格等については、下から五つ目の項目、格付又は評点、その下の、営業拠点に記載のとおり、入札参加資格者名簿の、土木一式の登録業者で、格付けは、SまたはAランクに認定され、営業拠点は市内に本社・本店・支社・支店及び建設業法上の営業所を有していること、さらに、その下、実績要件としまして、「平成20年4月1日以降、口径400ミリ以上の推進工法を用いた工事の元請け実績があること」としました。この工事も積算疑義対象案件です。

40・41ページをご覧ください。入札・契約結果詳細になります。この案件については、「申請者10社のうち辞退・棄権が3社、無効が6社で、契約金額が2億7,852万円と高額であるため経緯を知りたい」との理由で抽出していただきました。この案件は価格競争のため、最低制限価格2億5,250万円の税抜額で設定いたしました。入札額が最低制限価格を下回った場合、無効となります。辞退については、3社いますが、辞退理由は全て同じで「他に工事を受注した為、技術者の確保ができなくなった」との回答でした。その結果、有効札は2億5,320万円の1社のみとなり、決定いたしました。工事価格については、口径500ミリの大口径の配水管の布設に加え、特殊工事である推進工に係る工事費が高いことから、2億5千万円を超える工事費となっております。入札金額もばらつきがあり、特殊工事による企業側の積算が大いに影響する工事のため、このような結果になったものと考えられます。

次の42ページは契約書になります。後ほどご確認ください。

続きまして、43ページをご覧ください。

浄水課の工事番号、債浄戸施5第3号、薬品注入設備更新工事になります。工事場所は、南区戸頭浄水場構内になります。入札までの経緯は、令和6年3月21日開札し、落札候補者を決定し、資格審査を行った上で、3月29日に契約を締結しました。予定価格2億4,862万円に対し、落札金額は2億4,230万円であり、落札率は97.46パーセントとなりました。

次の44ページをご覧ください。工事概要になります。薬品注入設備は、処理条件によって変動する薬品の注入量を、高精度に制御し、確実な薬品注入を行うための設備であり、設置から28年経過した設備を更新する工事になります。対象となる設備は、パックと呼んでいる、ポリ塩化アルミニウム注入機が2台、苛性ソーダ注入機2台、次亜塩素酸ナトリウム注入機4台及び付帯する配管・制御盤等になります。この工事の特徴としては、更新対象設備を全て停止して作業ができないため、既存設備の移設・仮設配管を行い、薬品注入が可能な状態を維持しながら施工しなければなりません。そのため施工は、既存設備と新設設備を一時的に混在させ、作業を行わないといけない為、受注者と施工計画、事前協議を綿密に行う必要がある工事です。

次の45ページから46ページにかけてが、入札公告になります。入札参加資格等については、下から四つ目の項目、格付又は評点、その下の、営業拠点に記載の通り、入札参加資格者名簿の、機械器具設置工事の登録業者で、格付けはありませんが、営業拠点は日本国内に本社・本店を有していること、さらに、24時間体制で設置設備の維持管理を行うことが可能であり、かつ緊急時には2時間以内に同設備の修理復旧に着手することが対応可能な営

業所、代理店、提携会社等を有していることを条件といたしました。また、実績要件として、「平成20年4月1日以降に竣工した記載の設計かつ据付工事の実績がある者」としました。工種が、機械器具設置工事の為、積算疑義対象外の案件になります。

次の47ページの、入札・契約結果詳細をご覧ください。この案件については、「申請者3社のうち2社が辞退・棄権し、落札率が97.46パーセントと高いため経緯を知りたい」との理由で抽出していただきました。辞退については2社いますが、理由は、「他に工事を受注したため、技術者の確保ができなくなった」が1社、「積算してみたが、予定価格と思われる価格を上回ることが判明したため、辞退した」との回答が1社でした。その結果、1社の入札額は上に記載してある、最低制限価格以上予定価格以下での範囲内であることから、決定となりました。

浄水場に係る工事は、配水管布設工事のように、交通規制や他事業体との調整などがないことや、時間的制約や交通規制がないことなど、比較的制約のない工事と言えます。浄水場などの水道施設は、特殊な機器、設備が多くを占めています。この工事は機械器具設置工事になりますが、特殊な仕様が多く、設計するには業者から見積を取り、設計書に反映させている場合が多くあります。それらの金額は、発注時に設計関係書類の中で明示、公表していますが、この設計金額の中で、機器費、材料費で約60パーセントを占めており、値引きができる費用が少ないと考えられ、落札率は高くなっています。

48ページは契約書になります。

以上で、制限付き一般競争入札4件の説明を終わります。

(富山委員長)

ありがとうございました。

それでは、以上4件につきまして質疑等はございますでしょうか。

(梅澤委員)

1点質問なのですが、3番目のところでご説明いただいた配水幹線布設工事の入札・契約結果詳細というところで、無効になったところは、大体2億5,000万円前後を提案されていて、最低制限価格が2億5,250万円で、これを下回ったということなのですが、最低制限価格の価格の妥当性は検証されているのでしょうか。提案された各会社さんの無効となった金額でだいたい2億5,000万円前後が多いので、そのへんがもしかしたら妥当だったのではないかと疑問に思ったのですが、回答をお願いします。

(事務局)

最低制限価格につきましては、国の低入札価格調査基準の水準以上となるように調整して算出しております。他都市などの傾向を見ましても、当市だけが高いとか安いとかいうこと

はないようなので、現段階において特段、妥当性を欠いたものとは思っておりません。

(梅澤委員)

わかりました。ありがとうございました。

(事務局)

すみません。補足説明なのですが、このように最低制限を下回る業者が多かったり、入札の金額が極端に分かれてしまったような場合については、設計自体に誤りがないかなど、開札の時点で設計した課に、入札の結果を渡して、また、どのように積算したのか、内訳書も業者に提出していただいておりますので、それと合わせて検証しておりますので、間違いはないと考えております。

(梅澤委員)

わかりました。詳しくありがとうございます。

(富山委員長)

ほかにいかがでしょうか。

(渡辺委員)

すみません。今の質問、私も梅澤委員と同じように感じまして、質問しようと思ったのですが、梅澤委員にさせていただきましたので、その関連といたしますか、水道料金につきましては、人口減少、物価高騰で利益が減少する状況において、水道施設の維持更新、資金を確保するために、今年1月から平均29パーセントの値上げが行われたかと思えます。水道局発注工事においても、少しでも安く契約できるようにするために、今までお話があった最低制限価格の算出について、今後見直すと、そういったことが検討されるものであれば、お願いしたいということ、そういったことが可能なかどうかお伺いできればと思えます。

(事務局)

先ほど現段階においてということでお答えしましたけれども、もちろん国なり他都市などの動向に応じて変えるということは、将来的に、ないとはいえないので、状況を見ながら対応するというところでございます。

(渡辺委員)

ありがとうございます。

(富山委員長)

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

ないようでしたら、続きまして、指名競争入札について説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、次に、指名競争入札の抽出事案について、説明します。

資料49ページの抽出事案説明書⑤をご覧ください。北工事事務所発注の工事番号、北改支5第7号、配水管布設工事になります。工事場所は、北区太田地区になります。工種は土木一式工事となり、75ミリの配水管を4.2メートルほか、仕切弁設置工等を行う工事になります。指名業者数は7社で、辞退・棄権・失格は3社となっており、その下、指名理由は、本工事の等級に対応する格付業者のうち、地理的条件を加味して指名しました。

下から4行目、契約までの経緯は、令和5年10月16日に開札し、積算疑義がない事を確認し、翌日落札者を決定し、10月17日付けで契約いたしました。予定価格318万円に対し、落札金額も318万円となり、落札率は100パーセントとなりました。

次の50ページには、工事概要を記載しましたのでご覧ください。本工事は、配水管幹線更新工事により、既存の注入点、こちらは水道水の流入経路になりますけれども、これが廃止されることで、行き止まり路線となる区域への供給量確保のため、発錆により縮経した配水管の更新を行う工事になります。既設の配水管は、布設後54年が経過し、内面防食被覆処理が施されておらず、下の写真のように、錆が配水管内部を覆っており、水道の供給量を確保する為、ポリエチレン樹脂管に入れ替えるものです。また、工事場所は、住宅地であるため、地先への説明や騒音、振動の抑制が必要であり、通行車両にも配慮を必要とします。

次の51ページから53ページは、入札通知書になり、電子入札システムを介して、指名業者に通知されるものです。通知書の中ほどには、応札の締切日や、開札日が記され、その他の条件も通知し、入札額の計算根拠となる設計書も公開されることとなります。

53ページの工事概要等に記載されている積算疑義については、一般競争でもご説明しましたが、指名競争入札についても、積算疑義期間を設けており、公表した設計書に対し、設計書の内容や疑問点を問い合わせる機会を、開札日翌日の午後1時まで受け付ける制度で、対象となる工事の工種は「土木一式」、「ほ装」、「造園」と、一般競争と変わりません。

予定価格は、原則すべての工事で、事後公表としています。

次の54ページの、入札・契約結果詳細をご覧ください。この案件については、「指名業者7社のうち辞退・棄権が3社であり、落札率が100パーセントと高いため経緯を知りたい」との理由で抽出していただきました。入札結果を見ますと、無効3社の入札額は、最低制限価格と10万円の差であり、最低制限価格を目指した入札額と言えます。わずかな差で、最低制限価格を下回り、無効となりました。落札率が高い理由としましては、業者により積算内容は異なりますが、競争意欲は感じられない入札となり、企業利益優先を考えた入札額と思われ、落札率が高くなったと推測されます。また、夜間施工がほとんどで、濁水が起きた場合の影響が大きい場所であるため、金額と手間を考慮すると手の挙がりにくい案件だったかもしれません。



次の55ページは契約書の写しになります。

続きまして、57ページをご覧ください。

北区にある内島見配水場における、浄水課発注の工事番号、浄阿施5第4号、柱上気中開閉器更新工事になります。工種は電気工事のため、積算疑義対象外です。指名業者数は、12社で、辞退・棄権・失格は9社となっており、指名理由は、本工事の等級に対応する格付業者のうち、地理的条件を加味して指名しました。契約までの経緯は、令和5年11月27日に開札し、積算疑義がないことから、当日落札者を決定し、受注者の賠償責任保険契約の都合から翌28日付けで契約いたしました。予定価格502万円に対し落札金額は490万円となり、落札率は97.61パーセントとなりました。

次の58ページには、工事概要を記載しましたのでご覧ください。気中開閉器は、電力会社と水道局の責任分界点に設置される保護装置です。高圧受電施設に設置され、電気事故が発生した場合に、近隣への波及事故を防止する役割を持っています。設置から15年が経過しているため、常用と予備2台の開閉器を更新する工事になります。工事の特徴としては、電力会社から電気の供給を止める作業を行ってもらう必要があります、安全面を配慮して自家発電による電源に切り替えて、停電状態で取替作業を行う必要があります。地上から高い場所での作業や感電等、事故のないように実施しなければなりません。

次の59ページから61ページは、入札通知書になります。

次の62から63ページの、入札・契約結果詳細をご覧ください。この案件については、「指名業者数12社のうち辞退・棄権が9社、無効が2社であり、落札率が97.61パーセントと高いため経緯を知りたい」との理由で抽出していただきました。入札結果は、有効札は1社だけであり、2社は応札しましたが、いずれも最低制限価格を下回ったものであり、9社は辞退となりました。辞退者が9社と多くなっていますが、理由は「技術者の確保ができない」が、5社、「工期内に部品調達が間に合わない」が1社、入札参加意思なしで理由不明が3社でした。電気工事における機器費や材料費については、業者見積による価格を設計書に盛り込み、設計しています。機器費などは価格を公表していますが、業者毎に仕入価格は異なるため、入札額もバラつく傾向にあります。競争性より、企業側の利益確保の入札額と考えられ、その結果、落札率も高くなる傾向にあります。

64ページは契約書になります。

続きまして、65ページをご覧ください。江南区にある信濃川浄水場における工事番号、浄信営6第2号、沈澱池傾斜装置修理工事になります。工種は機械器具設置工事のため、積算疑義対象外です。指名業者数は10社で、辞退・棄権・失格は5社となっており、指名理由は、特殊な技術を有する業者としました。契約までの経緯は、令和6年6月4日に開札し、

同日付で契約いたしました。予定価格753万円に対し、落札金額は745万円となり、落札率は98.94パーセントとなりました。

次の66ページには、工事概要を記載しましたのでご覧ください。沈澱池傾斜装置とは、沈澱池内のブロックを確実にとらえ、沈澱面積の増大、沈澱距離の短縮、整流効果を得ることができ、沈澱効率を向上させるための装置です。能登半島地震により被害を受けた傾斜装置の修理を行うものです。ブロックとは、水処理において凝集剤として添加された薬剤と濁質分が結合した塊をいいます。工事の特徴は、能登半島地震により沈澱池1から4号の各所で、傾斜装置のずれや隙間が生じており、浄水処理に影響をきたす恐れがあったことから、早急な工事が必要でした。工事内容は、傾斜装置を整列仕直す方法を行いますが、施工に当たっては、各沈澱池を停止して水位を下げる必要があります、時間的制約のある中で実施する必要があります。下の写真が、施工前と施工後の写真になります。

次の67ページから69ページは、入札通知書になります。

次の70、71ページの、入札・契約結果詳細をご覧ください。この案件については、「指名業者10社のうち、辞退・棄権が5社であり、落札率が98.94パーセントと高いため経緯を知りたい」との理由で抽出していただきました。

66ページの写真を見ますと、この工事の作業内容自体は特段難しいものではないのですが、1池あたり300個ある傾斜装置のうち、ずれているものがある列については、1個だけでなく、その周囲のもの何個かが少しずつずれているので、1列を整えるためにかなり地道な作業が必要となります。そして、傾斜装置一個一個も相当な重量があるため、チェーンブロックという滑車を使った道具で吊り上げながらの作業となります。加えて、夏場の配水量が増える前に終わらせたい、ということで、日程的な制約が大きかったこともあります。70ページに戻りますが、以上のようなことから、辞退者も多く、入札参加者も競争性より企業利益優先の応札と推測されます。

また、辞退理由については、2社が「他に工事を受注したため、技術者の確保ができなくなった」ということで、他3社は通知後即辞退のため理由については不明です。

72ページは契約書の写しになりますので、後ほどご覧ください。

73ページをご覧ください。抽出事案⑧、工事番号、浄満施6第2号、活性炭溶解槽1号攪拌機ドライブシャフト更新工事になります。施工場所は、秋葉区満願寺浄水場構内になります。工種は機械器具設置工事のため、積算疑義対象外です。指名業者数は10社で、辞退・棄権・失格は6社となっており、指名理由は、特殊な技術を有する業者としました。

契約までの経過は、令和6年9月19日に開札したものの、最低制限価格未滿又は超過により、有効な札がなかったため、翌20日に再入札を行い、落札者を決定できたため、同日

付で契約となりました。予定価格405万円に対し、落札金額は400万円であり、落札率98.77パーセントとなりました。

次の74ページには、工事概要を記載しましたのでご覧ください。満願寺浄水場では、活性炭を水道水に溶解したものを薬品ポンプによって水道原水に注入しています。本工事は、活性炭溶解槽1号攪拌機の腐食したドライブシャフトを更新するものです。活性炭溶解槽1号攪拌機については、令和4年度に消耗部品等の交換を含めた点検修理を実施しましたが、今回のドライブシャフト更新工事は、その点検の際に更新の必要性が確認されたことから、実施したものです。

工事の特徴としては、活性炭注入設備は2系統あるため、工事中においても他系統で活性炭が注入可能であること。高さ2.5メートルのタンク上に設置された攪拌機を撤去・据付するため屋内に足場を設置する必要があること。撤去した攪拌機から攪拌翼を取り外して、整備工場にて攪拌翼のドライブシャフトを更新するもの。工事の実施における制約は少ないが、錯綜場所であるため機器の搬出入時は落下や接触に注意する必要がある、といった点が挙げられます。

次の75ページから77ページは、入札通知書になります。

入札結果については、次の78ページから79ページにかけての、入札・契約結果詳細をご覧ください。この案件については、「指名業者数10社のうち、辞退・棄権が6社、無効が1社であり、落札率が98.77パーセントと高いため経緯を知りたい」との理由で抽出していただきました。入札結果にありますとおり、この案件は、1回目の入札では業者が決まらず、再入札により決定しました。無効は、最低制限価格未満によるものですが、予定価格の55パーセントという低い金額のため、積算上何か大きな間違いをしていたものと思われます。また、落札率の高さについてですが、設計書中に占める見積金額の割合が、機器費や直接材料費など合わせて約62パーセントと高く、入札参加者側にとっては努力の余地の少ない、あまり魅力的な案件ではないかもしれません。

なお、受注者の入札行動ですが、当初はそこまでの受注意欲がなく、1回目は利益優先で入札したものの、再入札となり、他の業者の行動がある程度推測できた段階で考え直し、2回目には落札を取りにきたものと推測できます。その結果、落札とはなりましたが、予定価格に近い入札額となり、落札率は高くなりました。

次の80ページの契約書は後ほど、ご覧ください。

以上で、指名競争入札の抽出事案に関する説明を終わります。

(富山委員長)

ありがとうございました。

それでは、以上4件につきまして、質疑等はございませんでしょうか。

(松岡委員)

すみません。松岡からですが、質問と意見が混じって恐縮なのですが、51ページを開いていただきますと、5番の契約保証金という項目がございます、これを見ると、「新潟市契約規則又は新潟市水道局、新潟市市民病院契約規程による」と三つ書いています、もし内容が違っていると、どれが優先するのか、正直なところよくわからないなど。それで、なぜ水道の入札に市民病院の規程が関係しているのかなというのが、これをぱっと見たときに思いました。上の方を見ると、「下記のとおり新潟市契約規則（新潟市水道事業管理者発注の場合は、新潟市水道局契約規程。新潟市病院事業管理者発注の場合は、新潟市市民病院契約規程）」となっているので、おそらく三つ使いまわせるような共通のひな型を使っているのではないかと思うのですが、正直なところ水道局発注の入札通知書であれば、水道局だけにしてしまって、水道局規程が適用になるのであれば、水道局規程だけをお書きになった方が、誤解がないのかな、というのが1点と。

それと、私が検索した範囲だと、新潟市水道局契約規程というのがホームページから出てこないのですね。新潟市のホームページにも水道局のホームページにも、新潟市水道局契約規程というものがアップされていないので、もし、私の検索不足であれば申し訳ないのですが、もし載せていないとすると、載せられるのであれば載せた方がいいのかなというのが意見としてございます。

それとですね、続いてで恐縮なのですが、55ページを拝見しますと、契約保証金が免除というふうに、記載がありまして、水道局契約規程が見つけれなかったものですから、新潟市の契約規則を見させていただいたのですが、34条というところに規定があって、こういう場合は、契約保証金の全部または一部免除することができますよと、保証契約を締結した場合とか、2年以上の実績、同じようなことをやっていて誠実に履行していた場合とか、いろいろ条項が記載されておりまして、これに基づいて、どうゆうふうに記載しなさいという要領も決まっているようなのですが、条項を見る限りは、全部または一部を免除することができるとなっている以上は、記載も、全部免除か一部免除か、きちんと書いたほうがいいのではないかな、というのが意見としてございます。

また、免除という扱いをする以上は、その免除理由が何項に当たるのか。例えば、新潟市の契約規則でいいますと、34条の1項に該当するとか、2項に該当するとか、そこまで明記した方が、後で検証するときに、契約書のチェックがしやすく、公正さが担保されるのではないかなという感じがいたしましたので、これも意見でございます。

あと、これはまた質問なのですが、規程では全部または一部を免除することができるとな

っているのですが、一部免除というのをしたことがあるのか、そもそも、この担保が、金額全額ではなくて、10パーセントくらいが目途になっているようなのですが、契約規程の、それだと10パーセント相当額のさらに一部の免除というのがあるのか、したことがあるのか、その辺がどうなのかなというのが質問でございます。すみません、いろいろ申し上げましたが、お願いいたします。

(事務局)

契約係の八木からお答えいたします。

まず、最初の、入札通知書に3種類の規則で記載がある、ということについてなのですが、こちらは、工事の、電子入札システムから自動で出力される帳票になっております。新潟市と合わせまして同じシステムを使用しておりますので、こちらの方は新潟市に確認してみないと、水道局だけ記載できるとか、そのような特別な措置をしていただくというのは、今、この場ではお答えすることはできません。申し訳ございません。

あと、契約規程の方がホームページに見つからないという件でございましたけれど、ホームページの通常のページには載せておらず、市政情報というところの、例規集を検索できるところがございまして、そこから契約規程を見ることができるようになっておりますが、松岡委員のおっしゃられるとおり、一般の方から見やすいのかなということに関して言えば、探しづらいのかなという気がしておりますので、この辺は今後改善していきたいと思っております。

契約保証金の免除ですけれども、こちらは、今までですと、全部免除ということしかやったことはございません。一部免除というものは、私は経理課に来て5年ほど経ちますけれども、やったことはございませんし、過去にやったということも聞いたことがないので、やったことはないと思います。

契約書に関して、ただ「免除」と記載しておりますけれども、こちらの方に関しては、「一部免除」なのか、「全部免除」なのか、と記載することは可能ですので、今後そのように検討していきたいと思っております。また、免除の根拠である第何条第何項ということについても、記載することは、水道局の方で可能ですので、今後検討していきたいと思っております。

以上でよろしいでしょうか。

(松岡委員)

すみません。私さっきネットで検索したときは全く出てこなくて、要綱集というところにも載っていないのですよね。

(事務局)

要綱とは違う部分になりますので。

(松岡委員)

要綱よりひとつ上の段階ということなのですね。

(事務局)

そうです。

(松岡委員)

新潟市水道局契約規程、と入れても、どこからも出てこないもので、それはさすがに不便かなと思いましたが。その他は了解いたしました。ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。

(富山委員長)

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

それでは、続きまして、随意契約について説明をお願いいたします。

(事務局)

続きまして、随意契約の抽出事案について、説明します。

資料 8 1 ページの、抽出事案説明書⑨をご覧ください。計画整備課発注の工事番号、債計満施 5 第 3 号、監視制御設備機能増設工事になります。施工場所は、秋葉区の満願寺浄水場他構内です。工種は電気工事になります。契約業者は、株式会社日立製作所新潟支店になります。契約までの経緯ですが、令和 6 年 1 月 1 5 日見積合わせを行い、同日付けで契約いたしました。予定価格 1 億 2, 9 8 9 万円に対し、落札金額は 1 億 2, 9 5 0 万円となり、落札率は 9 9. 7 0 パーセントとなりました。

次の 8 2 ページには、工事概要を記載しましたのでご覧ください。この工事は、関連工事である金津ポンプ場の電気計装設備の制御や、システム構成変更及び金津配水場の緊急遮断弁設置工事に併せ、満願寺浄水場の中央監視制御設備の監視操作画面、帳票システム等の機能増設を行うものです。中央監視制御設備とは、当浄水場から配水場やポンプ場の自動制御と監視を行うための設備です。工事の施工にあたっては、日常の浄水場の運転を行っていることから、運用に支障をきたさないよう、関連工事との調整を必要とします。浄水場制御の心臓部であることから、水道施設の重要性を認識し、受注者は局と十分に協議を行う必要があります。

下の写真は、浄水場の運転監視員が浄水処理に異常がないか監視しており、右の写真が、構成図にもある、浄水場と監視するポンプ場を制御するコントローラ盤の写真で、精密機械であることがよくわかります。

8 3 ページが、随意契約を行った理由を記載した、随意契約依頼書になります。随契理由

としては、当該設備は、株式会社日立製作所製であり、本工事にあたっては、既設監視制御設備全体の影響を考慮した機能増設や試験調整を行う必要があり、独自仕様と機能を知りうる技術員でなければならないことから、技術員を唯一派遣できる記載の業者と随意契約したもので、随意契約の根拠条文は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号、その性質または目的が競争入札に適しないもの、に該当すると判断し、随意契約を行いました。

84ページは見積通知書、85ページは入札・契約結果詳細になります。この案件は、「契約金額が1億4,245万円と高額なため」との理由で抽出していただきました。本工事は、既設設備の機器仕様を把握して、点検を行う独自の技術が必要であり、専門性、特殊性が高いとともに、工事費のうち機器費の占める割合が約95パーセントと高いことから、企業努力で入札額を下げる点が限られ、予定価格に近い入札額となっています。機器費や材料費は、昨今の物価上昇の影響を受け、設計段階の見積額から、実際入札する時期には、材料が無かったり、価格が上昇しているケースも見受けられます。

次の86ページは契約書の写しを付けておりますので、後ほどご確認ください。

抽出案件の最後となりますが、資料87ページの、抽出事案説明書⑩、をご覧ください。

浄水課発注の工事番号、債浄阿営6第1号、配水ポンプインバータ点検修理工事になります。施工場所は、東区竹尾配水場構内で、こちらも工種は電気工事になります。契約業者は昱工業株式会社になります。契約までの経緯は、令和6年8月7日に見積合わせを行い、同日契約いたしました。予定価格2,904万円に対し、落札金額は2,860万円になりました。落札率は98.48パーセントとなりました。

次の88ページには、工事概要を記載しましたのでご覧ください。この工事は、配水ポンプ盤内にあるインバータ装置によって、電動機の可変速運転を行い、配水ポンプの回転数を制御して、効率的な運転と適正な配水圧力の調整を行っています。インバータ装置というのは、配水ポンプの安定した回転数制御のための装置で、家電でもエアコンなどでおなじみかと思えます。設置から5年が経過したため、交換時期に達した部品の交換及び装置の性能確認を行う工事になります。工事の特徴としては、装置の点検に当たっては、配水ポンプを停止させる必要があるため、点検時期・時間帯など、施工するにあたり、業者と綿密な調整が必要になること。また、部品交換後の試運転は、配水を継続しながら装置の動作確認を行うため、配水への影響がないよう注意を払う必要があります。

89ページが随意契約した理由を記載した、随意契約依頼書になります。この設備は、株式会社日立製作所製の独自品であり、点検修理工事にあたっては、製造業者独自の技術と管理を必要とし、分解点検や試運転調整はできないことから、技術員を唯一派遣できる記載の業者と、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号、その性質または目的が競争入

札に適しないもの、に該当すると判断し、随意契約を行いました。

この案件は、「落札率が98.48パーセントと高く、令和6年度上半期随意契約16件のうち、本請負業者が7件を受注しているため経緯を知りたい」との理由で抽出していただきました。今回一者随意契約で抽出されている16件の工事は、電気盤やポンプ及び電動弁の点検修理などとなっております。水道施設の特殊機器の点検は、最初の設備導入をどの製品で契約したのかにより、その後のメンテナンスが決まってきます。水道局で使用しているこれらの機器は、汎用品ではなく特注品であり、交換部品は製造業者で品質管理された独自品で、点検修理においては製造業者独自の技術と管理が必要になります。当該業者が受注した7件は、電気盤などの工事が5件、ポンプ設備の工事が2件で、工事対象機器の全てが日立製作所製です。電気盤やポンプ設備は、水道局独自周期で点検修理を行っていますが、今回は日立製作所製の設備が点検対象に該当したことから、受注件数が多くなったものです。また、見積合わせでは、価格交渉を行います。値引き交渉が難しく、やむを得ず落札率が100パーセントに近い高めの落札率となることもあります。

90ページから92ページにかけて、見積通知書、入札・契約結果詳細、契約書を付けましたので、後ほどご覧いただきたいと思えます。

以上で随意契約の説明を終わります。

(富山委員長)

ありがとうございます。

それでは、以上2件について、質疑等はございますでしょうか。

(今井委員)

9番の抽出事案なのですが、素人質問で申し訳ありませんが、監視システムということで、主にどのようなものを監視するのかをお聞きしたいと思います。

(事務局)

計画整備課の小戸田と申します。

この監視制御というのは、82ページ左側の、ひとが背中を向けた写真になるのですが、これが満願寺浄水場の中央監視制御設備になります。基本的にはこういったパソコン上で、水づくりの運用などを、適宜、異常がないか監視するということになっておりますが、よろしいでしょうか。

(今井委員)

パソコンの画面がよくわからないのですが、機械的なシステムの監視なのか、水質とか、そういったことの監視なのかとか、それは、そのどちらかなのか、それら両方なのでしょうか。



(事務局)

それも含めてです。水づくりに必要な機器の異常検知の監視や、水質等の異常についても、こういったパソコンの画面で検知することが可能となっております。

(今井委員)

ありがとうございました。

(富山委員長)

ほかにいかがでしょうか。

(松岡委員)

9番の案件なのですけれども、資料、見積書というのはあるのでしょうか。見積通知書はあるのですが。

(事務局)

85ページをご覧くださいと、入札・契約結果詳細で、上から3分の1くらいですけれども、開札日（見積合わせ日）というのが令和6年1月15日になっておりまして、日立製作所さんから見積書を頂戴して、契約に至ります。

(松岡委員)

すみません。9番のほうです。9番も10番も一緒ですね。

(事務局)

かたちとしては同じで、業者さんと対面で、見積を記載した見積書を頂戴して行っています。

(松岡委員)

9番も10番も同じですけれども、見積書自体が記録にないですよ。今回の資料に見積書がなぜないのかというのがひとつ。

それから、同日に契約までしてしまうというのは。一般的には見積書が出てから、社内で、市の場合は局内に持ち帰って揉んで、これくらいで提案しようとか、値引き交渉を提示しようかというような検討をして、再度、業者と面談して契約を締結するというのが流れかと思うのですが。そもそも、見積書もここに提出がないのも、同日随意契約というのが、ちょっと段取りとしていかがなものかというところなのですが。

(事務局)

今までも、見積書の資料提示は多分してこなかったと思うのですが、こちらについては検討させていただきます。

契約に至るまでなのですが、業者さんと対面で、見積書を頂戴して、そこでやり取りをして、そこで決定をしているというかたちでございます。

(松岡委員)

ですから、当日だとうまくないのではないかと。そもそも決裁権者も同席していないこともあるかと思うのですが、例えば一回持ち帰って、金額の妥当性とか、検証する時間がないのではないかなど。例えば、見積通知書で、何週間前とかまでに事前に提示を求めているのであれば、それを踏まえて検討して、仮見積とるとか、検証するなりして、現場に行って契約するということはあり得るかと思うのですが、あまりにも拙速というか、吟味する時間がないのではないかという感想なのですが。

(事務局)

業者さんの側からは、積算書類を出していただいていますので、それに基づいて積算したものを、頂戴すると、いうかたちになるかと思えます。私どもの内務的な、いいとか悪いとかということについては、これは商議でございますので、その場でお願いをして、向こうさんとお話ができなければもうだめなわけなので、折り合った金額がその金額というかたちでございます。

(総務部長)

すみません、ちょっと解説をさせていただきますと、私ども、随意契約の案件を発注する場におきましても、まず前段として、相手方の業者から仮見積を取るなどして、中で設計を行います。そこで金額の妥当性をあらかじめ検証して、水道局内で予定価格を、随意契約の案件であっても予定価格というものを設定させていただいております。それをもって随意契約の場に臨むものでございまして、最初から相手方の金額の妥当性を検証せずに臨むということではなくて、あらかじめ、前もって、内部的に検証を行った数字をもって交渉に臨むというスタイルでございます。

(松岡委員)

すみません。勉強不足で。そうすると、仮見積書というのは出るのですね。そうすると、それも資料にないと、我々は検証できないのかなど。

例えば、仮見積書でどういう項目で、どういう金額で、出た結果、どういう理由で予定価格を決めて、結局いくらで契約したのか、その過程と資料がないと、ちょっと評価がしづらいのではないかと思います。

それと、予定価格は、事前に、この見積合わせの時には通知しているのですか。

(総務部長)

私どもは最後まで公表しません。相手方に。

(松岡委員)

随意契約の時も、公表しないのですか。

(総務部長)

終わるまでは公表しないです。

(松岡委員)

予定価格、契約の金額の決め方がよくわからないのですが、例えば、今回の件ですと、予定価格を下回っていれば、業者の言いなりで契約するということですか。

(総務部長)

原則として、下回っていればその額で契約することになりますが、なるべく水道局としては一円でも安く契約したいので、もう少しなんとかありませんかと交渉することはございます。

(松岡委員)

予定価格を超えていたらどうなるのですか。無理ですとお断りしてお流れ、また再度。

(事務局)

まず予定価格を超過した札が見積合わせで出されたときは、これでは予定価格を超過しておりますので契約できませんということで、一旦、そこはストップになります。そこで相手方が、では下げますのでという申し出があれば、それは受けます。

(松岡委員)

では予定価格を下回っていたときはどのような交渉になるのですか。それは決まりがあるのですか。内部指針というか。少しでも少ない方がいいとおっしゃっていらっしゃいましたけれども。

(総務部長)

過去の同じような工種の工事で、どれくらいの率で契約しているかということ、一応データとして持っておりますので、なるべくそれくらいまでは下げられるのではないかとことで、そこを目標にします。

(松岡委員)

わかりました。ありがとうございました。

(富山委員長)

ほかにいかがでしょうか。

(渡辺委員)

9番と10番の案件で、どちらも日立製のもので、唯一技術者が派遣できる業者はここだとか、あるいは製造業者の技術員でなければ不可能であるとかいうことですがけれども、10番も日立製作所でいいということになりますよね。その辺、いかがでしょうか。

(事務局)

浄水課の平山です。

今ほどのご質問ですけれども、この件については、日立製作所さんに県内で施工可能な業者はどこがあるかということで照会をしています。そちらの返答からは、日立製作所内部で、技術者の高齢化とか減少などにより、特約店を地域別、設備別に住み分けして、社内の中で修理部門については住み分けを行っていると同っております。その中で、県内で施工ができる業者ということになりますと、昱工業ということになっております。

(渡辺委員)

そうすると9番のような、1億円を超えるような工事は日立製作所がやるけれども、10番のような、2、3、000万円のは昱工業さんに任せるといような住み分けがあつて、規則的に日立製作所でやられているということによろしいでしょうか。

(事務局)

今ほどの質問ですけれども、9番については機能増設工事ということで、増設するという事は、ある程度新規にまたシステムを構築、設計するということになりますので、修理等とは違った工種の中身になります。9番については新たに作るもの、10番については既存の設備を点検修理するものとなっておりますので、9番については日立製作所と、10番については昱工業ということになっております。

(渡辺委員)

単なる修理とそうでないもので違うということで、理解いたしました。ありがとうございました。

(富山委員長)

ほかにいかがでしょうか。

(今井委員)

今の渡辺委員の質問に追加というか関連しているのですけれども、ということは、日立製作所の製品を入れると、自動的に、いつも昱工業さんが受けるということなのではないでしょうか。自動的にそういうふうになるので、随意契約のところ、16件のうち7件、半分近くがこの昱工業さんなのですね。その辺、はっきり説明をいただきたいと思います。ほかの7件も、見直せばいいのですけれども、ほかの7件も日立製作所の製品の保守点検ということでしょうか。

(事務局)

ほかの7件も日立製作所製のものになります。

(事務局)

今ほどの質問ですけれども、お答えしたとおり、日立製作所で製作されたものは昱工業と、

ほかのメーカー、大手メーカーで製作されたものは、やはりその特約店とか、メンテナンスが限られてきますので、そちらの業者になります。

理由としましては、日立製作所云々というよりも、ほかにも説明がありましたが、浄水場の機器については、汎用品ではなくてその仕様に合わせた特殊な機械を使われているということで、なかなか、別メーカーが点検等に携わることは難しい点があります。この辺を踏まえて、随契というかたちを取らせていただいています。

(今井委員)

分かりました。

すごく失礼な質問をしてよろしいでしょうか。水道局とか新潟市とかをご退職された人が、昱工業さんとかに第二の職場としてお勤めになられていらっしゃいますか。

(総務部長)

新潟市全体として、退職に関する要綱というものがございまして、退職後2年間はお取引のある業者さんには再就職できないというルールがございまして。

お尋ねの昱工業、日立製作所への新潟市職員の再就職状況ですが、現在一人もおりません。

(今井委員)

ありがとうございました。

(富山委員長)

ほかにいかがでしょうか。

それでは、本日予定しておりました議事につきましては全て終了いたしました。全体をとおして、何か質問やご意見がございましたらお願いいたします。

(梅澤委員)

意見になるのですけれども、最後の別冊の、制限付一般競争入札とかのリストを見させていただいております。総合評価を行っている工事について、辞退者とか棄権者数とか、けっこう、申請者数に対して少し多いなと思えました。ただ、競争性はある程度担保されるほうがいいのかなと思ったりしましたので、緩和できる要件は緩和して、ある程度、辞退者とか出ないような、競争性もある程度担保する取組みが、少し取られていかれたほうがいいのではないのでしょうかという意見でございます。

(総務部長)

入札全般にいえるのですが、とりあえず申し込んでおこうという業者さんが一定数いらっしゃるようでございまして、最近、特に、辞退、棄権者の数が増えてまいりました。

私どもとしても、ただいまのご意見を踏まえまして、なるべく多くの入札参加者、参加していただけるように、要件等の見直し等、適宜、進めてまいりたいと思います。ありがとう

ございます。

(富山委員長)

ほかにいかがでしょうか。

それでは、本日の議事は以上で終了となります。委員の皆様には議事運営にご協力いただき、誠にありがとうございました。事務局におかれましては、出された意見等についてご検討くださいますよう、お願いいたします。

私からは以上です。事務局へお返しいたします。

(司 会)

富山委員長、委員の皆様、長時間にわたり大変ありがとうございました。

それでは、今年度にて評価委員を退任されます富山委員より、ひと言、退任のごあいさつをいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(富山委員)

ありがとうございます。私は任期満了につき退任させていただくことになりました。貴重な経験をさせていただき、感謝申し上げます。

これからも新潟市民に安心安全な水道を提供し続けていただけるよう、期待しております。皆様のご活躍を、今後とも祈念しております。本当にありがとうございました。

(司 会)

ありがとうございました。富山先生におかれましては、6年間と長きにわたり当委員会にご尽力いただきました。感謝申し上げます。ありがとうございました。

事務局から1点ご連絡いたします。次年度、令和7年度前期の定例会議の開催については、例年どおり7月ごろを予定したいと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。異議ございませんでしょうか。

ありがとうございます。具体的な日程につきましては、後日、調整のうえ、ご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和6年度新潟市水道局入札等評価委員会後期定例会議を終了いたします。皆様、ありがとうございました。